

監査報告書

学校法人 日本赤十字学園
理事会・評議員会 御中

令和4年5月19日

学校法人 日本赤十字学園

監事 竹内 賢治 ⑩

監事 岡原 宏一 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項および学校法人日本赤十字学園寄附行為第16条の規定に基づく監査を行うため、学校法人日本赤十字学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査については、令和3年度は日本赤十字北海道看護大学および日本赤十字秋田看護大学並びに日本赤十字秋田短期大学の学長はじめ大学職員から業務の状況を聴取するとともに、理事会ならびに評議員会に出席して理事からの業務の報告を聴取し、加えて、重要な書類等を閲覧するなどして業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 会計監査については、監査法人・公認会計士と連携し、関係書類の閲覧を行うなど必要と思われる監査手続きを実施して計算書類の正確性を検討しました。

2. 監査結果

- (1) 学校法人日本赤十字学園の業務は適正に行われており、理事の業務執行に関する不正な行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 収支計算書類等は、当該年度末の収支および財産の状況を適正に表示していると認めます。

以上